

平成27年労第74号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県A市所在の会社B（以下「会社」という。）において溶接工として従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理3イ、続発性気管支炎」の決定を受け、粉じん作業に従事した最終事業場を管轄する監督署長に対して療養補償給付の請求をしたところ、同年〇月〇日を症状確認日として、監督署長はこれを支給する決定を行った。

被災者は、C病院にて加療を続けた後、平成〇年〇月〇日、D病院に転医し、入院治療を行っていたところ、平成〇年〇月〇日、同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「じん肺の急性増悪」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人（以下「請求人ら」という。）は、被災者はじん肺の急性増悪により死亡したのであるから、業務起因性を認めるべきであると主張していることから検討すると、以下のとおりである。

(2) E医師作成の平成○年○月○日付け死亡診断書には、「直接死因：じん肺の急性増悪」と記載されている。この点について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、被災者は平成○年○月○日付けでじん肺管理区分「管理3イ」の決定を受けており、じん肺と間質性変化を全く別の原因のものと断定する根拠もないので、被災者に認められた肺の線維化・間質性変化はじん肺によるものと考えるのが妥当であり、したがって、被災者の死因はじん肺の急性増悪であると述べている。しかしながら、D病院の診療録をみると、同医師は、被災者の間質性肺炎の原因について、じん肺を含め種々の検査を施行し検討していることが確認でき、その結果、「改めて病歴を確認すると特発性のNSIP（Non-specific Interstitial Pneumonia；非特異性間質性肺炎）がもっとも考えやすい。」と記載していることが確認できる。

一方、F医師は平成○年○月○日付け意見書において、要旨、被災者のじん肺が急激に生命維持に危険を及ぼすような状態にあったとは考えにくく、被災者の死因は間質性肺炎の急性増悪と考えられる、と述べている。さらに、G医師は平成○年○月○日付け鑑定意見書において、被災者の胸部X線及びCT画像を詳細に検討し、要旨、被災者の胸部画像所見は通常のじん肺の進行期の所

見と異なっている点が多く、余病として新たに、特発性間質性肺炎の1型であるNSIPを併発した可能性が高く、じん肺としてはおおむね安定していたことも考慮すると、被災者はNSIPの急性増悪によって死亡したと考えられると述べている。

(3) 以上のとおり、いずれの医師も、被災者の肺の間質性変化については特発性間質性肺炎と所見しており、F医師及びH医師は、被災者の死因は特発性間質性肺炎の急性増悪である旨述べている。当審査会としても、本件における一切の記録を精査した結果、上記F医師及びH医師の意見は妥当であると思料し、被災者は特発性間質性肺炎の急性増悪により死亡したものと判断する。

(4) そこで、被災者の特発性間質性肺炎による死亡とじん肺及びその合併症との関係についてみると、F医師及びH医師は、その関係を否定しているところ、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のオ、カ及びキに説示する被災者のじん肺及びその合併症の程度等に鑑みると、両医師の意見は妥当であると判断する。したがって、被災者の特発性間質性肺炎による死亡とじん肺及びその合併症との間に医学的因果関係を認めることはできないものと判断する。

(5) なお、請求人らは、I医師作成の意見書を根拠に、被災者の病変は石綿肺によるものであり、被災者の死亡は石綿肺による死亡である旨主張しているところ、当審査会としては、被災者が石綿ばく露作業に長期間従事していたことは確認出来ず、胸部画像上も石綿肺の所見が明らかではないことから、被災者が石綿肺にり患していたとは認められないものと判断する。

(6) そのほか、請求代理人の主張及び審査資料を子細に検討したが、前記判断を左右する点は見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。